

社会保険未加入対策の具体化に関する検討会(第1回)議事概要

日時: 平成23年10月27日(木)13:00~14:50

場所: 国土交通省2号館共用会議室2A

出席者委員(五十音順、敬称略):

伊藤 孝、内山 聖、蟹澤 宏剛(座長)、高橋 義次、原 洋二

出席者委員代理(五十音順、敬称略):

坂山専務理事(阿部委員代理)、清水建設(株)横田上席マネージャー(山下委員代理)、
諸澤政策企画局次長(山田委員代理)

【議事概要】

<委員からの意見等>

(社会保険未加入対策の具体化に向けた検討について)

- 建設業行政上の指導・処分については、検討会で議論していくのか。
- 省令改正とキャンペーンの2つの柱があるが、2次下請以下まで含めた啓発キャンペーンとなると、時間をかけてやらないとできないが、それからでないと省令改正はできないのか。保険加入の啓発キャンペーンは、時間を区切って行うべきではないか。建設業法の改正との時間的な関係は。
- どこから保険加入を進めていくのか、全て法律遵守で進めていくのは実態として未加入がある現状、ハードルが高いのではないか。

(社会保険未加入対策に関するヒアリング結果について)

- 総合建設業者5企業の企業規模は。全て上位27社か。

(建設業許可・更新時の保険加入状況の確認・指導について)

- 通報された後の処分はどうなるのか。指導・強制を行い、それでも払えない場合の対応はどうなるのか。
- 元請、下請ともに、保険加入を行えば評価されるのかが重要な関心事。
法律に基づき保険に加入していることが当たり前で、入っていない場合にペナルティを与えるのと、保険に入っている企業に加点するのとでは違う。
ICカード等で保険未加入者は現場に入れない等の方向付けをしたほうがよい。法律違反を罰するところまでは、この検討会で決められないが、逃げ道が多すぎる気がする。のんびりやった方が勝つのでは意味がなくなる。
- これまでも保険加入指導があると、常用労働者が5名未満の場合の任意適用を利用し、職人を一人親方にしてぐり抜けてきた経緯がある。検討会では、一人親方が正当か等をガイドラインで示していかないと、建設業界は同じ事を繰り返してしまう。厚労省も一緒に考えてほしい。厳しくすると、みんなが一人親方へ逃げていくことになる。
- 経審にも絡んでくるが、減点になっても経審に通る企業が出てくる。
そのような場合の対応についても検討が必要である。
- 未加入対策は行わなければならないが、行政指導だけでどこまでできるか疑問である。
建設業ガイドライン等でもなかなか指導しきれないところがある。

- 末端企業だけではなく、大手への指導も重要と考える。
- 技能者を雇用することで、経審での加点を行っている。
保険加入状況については、加点、減点どちらで対応するか。
インセンティブを与える意味で、加点するという考えもあり得るのか。
- 個人情報保護の観点から問題はないか。個人単位で確認するとなると大変な数になる。
建専連では作業員数は310万人以上になる。現状の加入状況は、そのうち100万人程度である。ゼネコン、発注者の協力がないとできない。
- 保険加入状況を確認するために、手間が増えることは避けるべき。
- 建設業許可・更新時に強制適用事業者以外についても確認するのか。
- 許可制度上、500万円未満の事業所の未加入は排除できないということか。
大規模な工事は受注できないとの網掛けとなる。
- 直接契約していない協力企業への指導は権限もないため難しい。
建設業許可権者から指導した方がいいのではないか

(経営事項審査における保険加入状況の確認について)

- 経審の点数が低く、元請で受注できないところが、下請で入っている現状がある。
経審の減点の拡大は、零細事業者の経営にマイナスを加えることになるが、それでいいの
かどうか。進んで社会保険に入ってもらおうという趣旨だろうが、入札への参加が難しく
なる。
- 経審を受けている企業は、経審の点数を高くして元請として維持しようと思っているが、
それができないなら下請構造に入るのはやむを得ないということを知っている。建設業
者の数が過剰な状態で、手を差し伸べることは無理だと思う。
- 健康保険と厚生年金を分けることはいいと思う。厚生年金の企業負担は、他の保険より圧
倒的に高い。そのため、厚生年金のみ未加入の企業もある。厚生年金に加入している企業
を評価することはよいと思う。ここ十数年、厚生年金への加入を厳しく言ってきた経緯も
ある。
- 加入させれば税収も増えるし、職人も人間的な生活ができる。
- 無年金者がいるという現状に立脚し、厚生年金に入っていないなくても、個人で国民年金に加
入していればよい等、片目をつぶるようなことは考えられないのか。
- 会社が納付していないこともある。
- 健康保険の運営を行っているが、その利用促進を考えなければならない。

(公共事業労務費調査における対応について)

- 労務費調査について、内容を把握せずに答えている労働者が多い。
- 労務費調査において棄却している標本を合わせて算出した労務単価を参考値として出せな
いのか。公表せずとも国交省として把握をして頂きたい。
- 保険加入については棄却している標本も使い、賃金に関わる検討の際は有効標本のみを使
用し分析を行うということか。職長、基幹技能者毎の加入率の違いは分析できるか。そう
すれば、そのような人だけ加入しているといった分析ができる。
- 労務費調査は公共工事を受注できる優良会社のみが対象になっている。
- 都道府県別、下請次数別でのクロス分析を行って欲しい。
- 特定建設業者が下請を指導するとなっているが、直接契約関係があるところは指導と思
うが、許可権者の方がよりきちんとチェックできると思う。直接チェックする責任を負うの
かどうか、役割分担をどうするのか併せて整理してほしい。